

# 令和 7 年国勢調査事後調査の実施状況について

---

令和 8 年 3 月  
総務省統計局

# 令和7年国勢調査事後調査の概要

## 1. 調査の目的

- 令和7年国勢調査の調査方法及び調査対象の把握状況を検証し、結果利活用上の留意点の把握や今後の国勢調査の企画設計等に資することを目的として実施（統計法に基づく一般統計調査として実施）

## 2. 調査の内容

- 調査の時期：令和7年11月20日（木）午前零時現在
- 調査の対象：調査の期日において、調査の地域内に常住する者  
※外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。
- 調査の地域：全国の785調査区（令和7年国勢調査調査区の「一般調査区」の中から抽出）  
※上記調査区以外に、国勢調査で調査書類の郵送配布を実施した21調査区を抽出。令和6年能登半島地震被災地域は除く。
- 報告者数：約42,000世帯（約92,000人）
- 調査の方法：民間事業者が調査書類（調査票、インターネット回答用のログイン情報等）を世帯ごとに郵送し、世帯が郵送又はオンラインにより回答

## 3. 調査事項

### ア 世帯員に関する事項（13項目）

- ①氏名 ②男女の別 ③世帯主との続柄 ④出生の年月 ⑤配偶の関係 ⑥国籍 ⑦令和7年10月1日現在の常住地
- ⑧令和7年10月1日現在の住民登録の状況 ⑨国勢調査への回答の有無 ⑩国勢調査を受けた場所
- ⑪国勢調査を受けた場所に滞在していた理由 ⑫国勢調査への回答者 ⑬常住地又は国勢調査を受けた場所以外の住居

### イ 世帯に関する事項（3項目）

- ①世帯の種類 ②世帯員の数 ③住宅の建て方

### ウ 国勢調査を受けたが、事後調査時にいない人に関する事項（3項目）

- ①氏名 ②男女の別 ③出生の年月

## 4. 結果の公表

- 外部有識者からなる研究会の資料として令和9年12月末までに総務省統計局のホームページに掲載予定

# 令和7年国勢調査事後調査調査方法及びスケジュール

## 調査方法

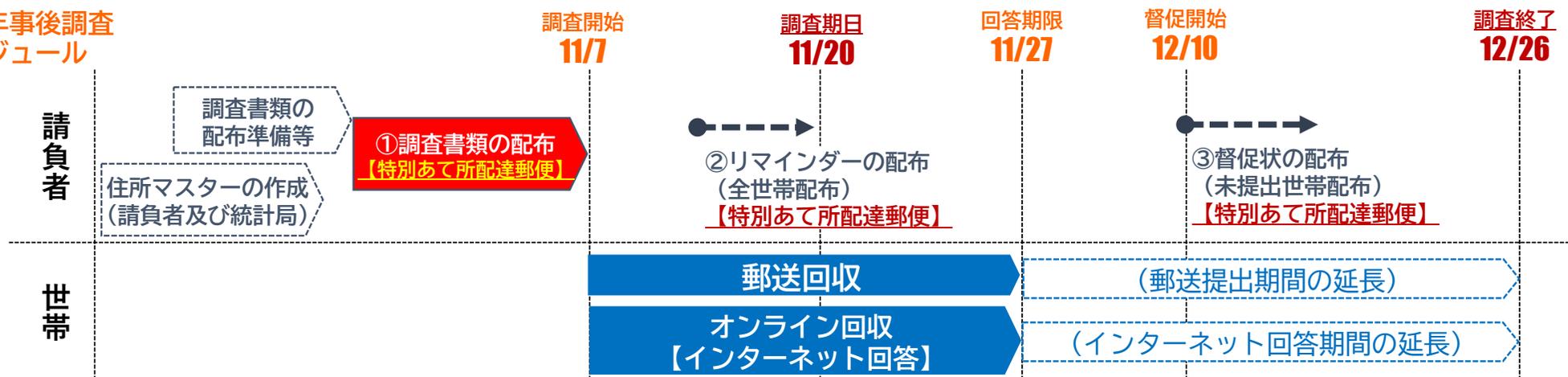
○国勢調査事後調査（以下「事後調査」）は、平成27年まで調査員調査により実施していたが、地方公共団体の事務負担軽減等の観点から、民間事業者が調査書類を世帯ごとに郵送し、世帯が郵送又はオンラインにより回答する方法に変更

| 業務                    | 担当           |
|-----------------------|--------------|
| 指定調査区の系統抽出            | 総務省統計局       |
| 郵送のための住所マスターの作成       | 請負業者及び総務省統計局 |
| 事後調査の実施業務             | 請負業者         |
| 本体調査結果と事後調査結果のマッチング作業 | 統計センター       |

- ① 総務省統計局が用意する住所マスター※に基づき、請負者が郵送用住所リストを作成し、特別あて所配達郵便により調査書類を調査対象世帯に配布
- ② 調査期日前にリマインダーを全世帯に郵送（特別あて所配達郵便）
- ③ 回答期限後、未回答世帯には郵送による督促を実施（特別あて所配達郵便）

※ 住所マスター：住宅地図企業が保有する住宅地図情報と令和7年国勢調査の調査区情報を紐付けることにより総務省が作成する、最新時点の郵送のための住所情報リスト

## 令和7年事後調査スケジュール



# 【参考1】 令和7年国勢調査事後調査 調査書類の内容

## 【①初回配布】



① 調査書類郵送封筒  
【定形郵便：長3封筒】



② 調査のお願い



③ インターネット回答依頼書



④ 郵送提出用封筒



⑤ 調査票



⑥ アンケート用紙

## 【②リマインダー配布】



① 調査書類郵送封筒  
※初回配布と同じ様式



② 調査への回答はお済みですか

## 【③督促配布】



① 調査書類郵送封筒  
※初回配布と同じ様式



② 調査票の提出のお願い



③ 調査票



④ アンケート用紙

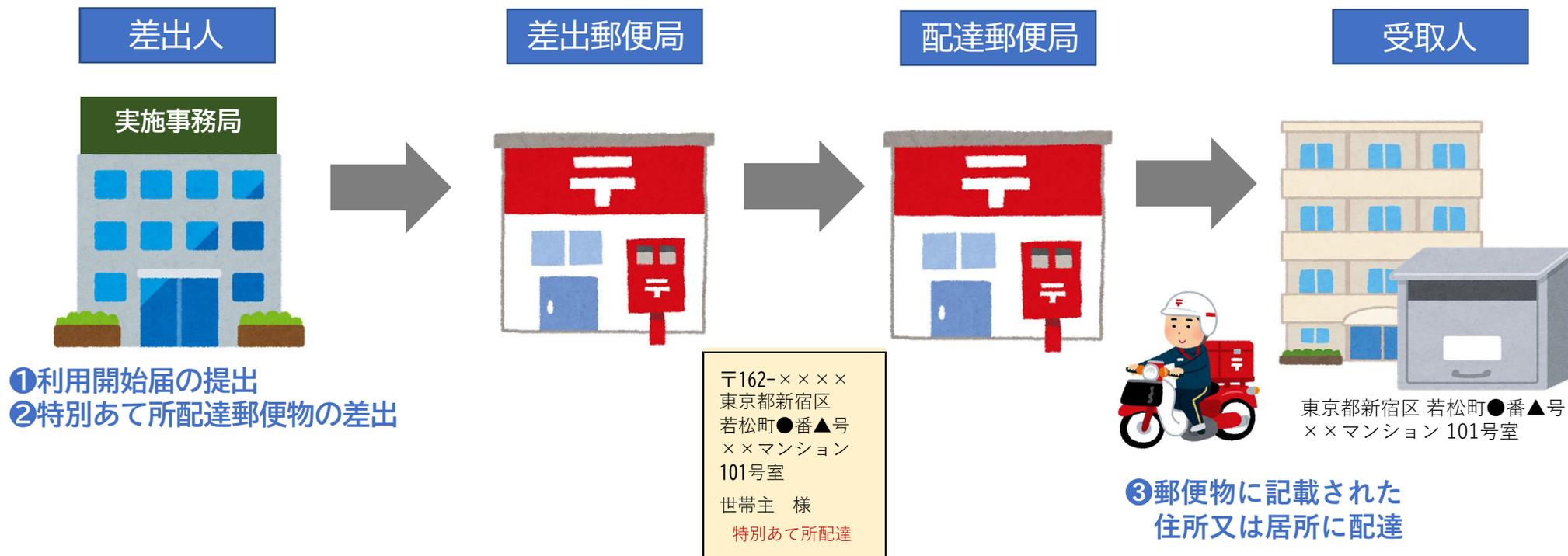


⑤ 郵送提出用封筒

## 【参考2】 特別あて所配達郵便の概要

○特別あて所配達郵便とは、通常、受取人の氏名と住所又は居所を記載する必要があるところ、受取人の住所又は居所が記載され、かつ、受取人の氏名が記載されていない郵便物をその住所又は居所に届ける日本郵便のサービス

○差出郵便局（地域区分局）に予め申請した上で、所定の手数料を付加することで利用可能



## 令和7年国勢調査事後調査 – 郵送調査の状況 –

### ○ 事後調査は、住所マスターを住所情報とした住所に対し<sup>(注1)</sup>、特別あて所配達郵便<sup>(注2)</sup>により調査書類を郵送

注1) 住所マスターは、住宅地図情報から事業所等の調査対象外の住所を除く等の必要な整備を行った上で作成

注2) 封筒の宛名を「世帯主様」として調査書類（調査票、アンケート等）を郵送

- ・ 郵送対象41,965件のうち、不達は4,624件(11.0%)、郵送後に調査対象外と判明した件数は278件(0.6%)
- ・ 不達理由としては「あて所に尋ねあたらず」が4,092件(88.5%)と最多
- ・ 調査票の回答世帯数は23,029世帯(62.1%)、オンライン回答世帯数は11,136世帯(30.0%)
- ・ 封筒の宛名を「世帯主様」として郵送したことについて、どのように思ったかを聞いた<sup>(注3)</sup>ところ、
  - ・ 「特に気にならなかった」と回答した世帯が約65%、「自分宛てに送られてきたものなのか不安になった」世帯が約21% など
  - ・ 上記の「不安になった」約21%の世帯に対し、不安を軽減するために必要な対応を聞いたところ、「世帯主様宛ての郵便が届くことの事前周知」が約38%、「メディア広告などで幅広く広報」が約36%、「行政が持っている情報などを使って宛名を記載」が約17% など

注3) 事後調査の調査票と同送したアンケートの回答から把握。なお、上記の数値については、本資料作成時点の暫定値

表1 令和7年国勢調査事後調査 郵送調査実施結果

|                       | 実数     | 率 (%) |
|-----------------------|--------|-------|
| 郵送対象件数 <sup>※1</sup>  | 41,965 | 100.0 |
| うち不達数                 | 4,624  | 11.0  |
| うち調査対象外 <sup>※2</sup> | 278    | 0.6   |
| 不達・調査対象外を除く世帯数        | 37,063 | 100.0 |
| うち調査票回答あり             | 23,029 | 62.1  |
| うちオンライン回答             | 11,136 | 30.0  |

※1 同一場所に複数世帯居住していることが判明し、追加で調査書類を郵送した48世帯を含む

※2 空き家または事業所と申告があった世帯と、大規模火災が発生した大分市佐賀関の世帯

表2 令和7年国勢調査事後調査 調査書類不達理由

| 不達理由 <sup>※3</sup> | 実数    | 率 (%) |
|--------------------|-------|-------|
| 不達件数               | 4,624 | 100.0 |
| あて所に尋ねあたらず         | 4,092 | 88.5  |
| あて名不完全のため配達不可      | 435   | 9.4   |
| ポストが塞がれている         | 77    | 1.7   |
| 該当番地が複数存在          | 11    | 0.2   |
| その他 <sup>※4</sup>  | 9     | 0.2   |

※3 不達となった封筒に記載された返還理由別に集計

※4 「その他」は「居住を確認したが応答なし」、「ポストが満杯で配達不可能」など

## まとめと今後の予定

- 令和7年国勢調査事後調査は、従来の調査員調査から郵送調査に調査方法を変更した後の初めての調査であったものの、令和7年国勢調査の実施直後に実施したこともあり、回答率は6割超となった。
- 今回、整備した住所マスターに基づき郵送したところ、約1割が不達となり、また、少数ながら調査対象外と判明した住所もあったことから、今後、その要因等について分析する。
- 郵送状況以外の結果については、今後、本事後調査及び令和7年国勢調査から得られるデータを合わせて分析することにより、国勢調査における調査対象の把握状況等※を検証し、次回以降の国勢調査の企画設計に資することとする。

※ 事後調査の結果は、令和9年12月末までに総務省統計局のホームページに掲載予定